

外務大臣 岸田文雄 殿

- 一、在新潟中国領事館は、相互主義の観点から土地は賃貸とする。
- 一、広さは新潟に開設している他の領事館に準ずるものであること。
- 一、領事館建設には、市民の理解を十分得ること。

中国における日本の大使館、領事館用地は賃貸です。
私たちは、広大な土地に領事館が建設されることを望んでいません。
以上をお聞き届けいただけます様お願い申し上げます。

氏 名	住 所

- お 願 い：この署名用紙は、下記送付先まで郵送又はFAXくださいますようお願い致します。
署名用紙が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。
- 本署名は、外務省提出以外の目的に使用いたしません。
- 送 付 先：〒955-0845 三条市西本成寺 1-22-20 県民の会 宛て
FAX 0256-46-5412

子供達につなぐ新潟市民の会 代表 川村 保
在新潟中国領事館土地売却に反対する県民の会